

佐伯市公告第 92 号

要件設定型一般競争入札の実施について

次のとおり要件設定型一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び佐伯市契約規則（平成 17 年佐伯市規則第 66 号）第 22 条に基づき、次のとおり公告する。

令和 7 年 8 月 29 日

佐伯市長 富 高 国



第 1 競争入札に付する事項

- | | |
|------------|------------------------------------|
| 1 件 名 | 令和 7 年度 佐伯教育市民ホールまな美電話交換設備修繕 |
| 2 業 務 場 所 | 大分県佐伯市中村東町 6 番 9 号 |
| 3 委 託 期 間 | 契約日の翌日から令和 8 年 2 月 27 日まで |
| 4 仕 様 | 仕様書のとおり |
| 5 入札参加申込期間 | 公告日から令和 7 年 9 月 12 日まで |
| 6 入 札 方 法 | 郵便入札 |
| 7 入 札 期 間 | 令和 7 年 9 月 19 日から令和 7 年 9 月 29 日まで |
| 8 開 札 日 時 | 令和 7 年 9 月 30 日 午前 10 時 00 分 |
| 9 開 札 場 所 | 佐伯市役所本庁舎 4 階 401 会議室 |
| 10 予 定 価 格 | 公表しない |
| 11 最低制限価格 | 適用しない |

第 2 競争入札に参加するものに必要な資格に関する事項

- 1 佐伯市建設工事競争入札参加資格審査要綱（平成 17 年佐伯市告示第 70 号）の規定により入札参加資格の認定をうけており、かつ、「電気通信工事」に登録がある者。
- 2 次の各号に該当するものは、入札に参加できません。
 - （1）地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当すると認められる者。
 - （2）競争入札参加資格確認申請書の提出期間内に、佐伯市が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等の基準（平成 17 年佐伯市告示第 73 号。以下「指名停止基準」という。）の規定に基づく指名停止措置を受けている者。
 - （3）公告日から開札予定日の前日までのいずれの日においても佐伯市暴力団排除条例（平成 23 年佐伯市条例第 43 号）第 6 条に規定する市の事務及び事業における措

置を講じられている者。

- (4) 開札予定日以前3か月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者。
- (5) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定に基づく整理開始の申立て若しくは通告、破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）でないこと。

第3 契約条項を示す場所等

担 当 課 佐伯市総合政策部財政課

郵便番号 876-8585

場 所 佐伯市中村南町1番1号(佐伯市役所本庁舎5階)

電話番号 0972-22-4595(直通)

電子メールアドレス kanzai@city.saiki.lg.jp

第4 入札手続等

1 仕様書等の交付の期間及び方法

(1) 交付期間

告示の日から令和7年9月12日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く）の午後5時までとする。

(2) 交付方法

仕様書等（入札説明書及び各種様式含む）の交付については、佐伯市ホームページ（<https://www.city.saiki.oita.jp>）に掲載するので、ダウンロードして取得すること。なお、ダウンロードが困難な場合は、第3の担当課へ問い合わせること。

2 仕様書等に対する質問について

(1) 質問について

仕様書に対する質問がある場合には、令和7年9月5日の午後5時までに第3の担当課へ質問回答書（別紙様式）を電子メールにより提出すること。なお、電子メールを送信した場合は確認のため、送信した旨を第3の担当課へ問い合わせること。

(2) 質問に対する回答

令和7年9月10日までに、質問者に対し、電子メールにより行うものとする。また、内容によっては、佐伯市ホームページ(<https://www.city.saiki.oita.jp>)に掲載するものとする。

3 競争入札参加資格確認申請書類の提出期間等

入札参加者は、第2に掲げる資格を有することを確認するために、次に掲げる書類（以下「申請書」という。）を提出期間内に提出し、本市から入札参加者に必要な資格の有無について確認を受けなければならない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加資格確認申請書 1部

(2) 提出期間

公告日から令和7年9月12日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く）の午後5時までとする。

(3) 提出方法

提出期間内に第3の担当課に持参又は郵送（一般書留、簡易書留のいずれかによる。）により提出すること。郵送に係る費用は入札者の負担とする。

(4) 提出された申請書は、返却しないものとする。

(5) 提出期限以降における申請書の修正、差替え又は再提出は、原則として認めないものとする。

(6) 申請書様式については、佐伯市ホームページ(<https://www.city.saiki.oita.jp>)に掲載するので、ダウンロードして取得すること。なお、ダウンロードが困難な場合は、第3の担当課へ問い合わせること。

4 競争入札参加資格の確認及び通知

入札参加者から提出された申請書に基づき、令和7年9月18日までに入札参加資格を確認するものとする。入札参加資格を有する者に対する通知は省略することができるものとし、入札参加資格を有さない者に対する通知は、令和7年9月18日までに行うものとする。

5 入札説明会 実施しない

6 入札保証金 免除する（佐伯市契約規則第21条第3項第2号）

7 入札等

(1) 入札方法 郵便入札とする。

令和7年9月19日（金）から令和7年9月29日（月）午後5時までに一般書留又は簡易書留により、第3の担当課へ必着すること。持参及びその他の方法によるものは受け付けない。郵送に係る費用は入札者の負担とする。なお、郵便入札の場合、入札書は代表者が作成するため、当該入札に関する委任状は不要である。

(2) 開札日時 令和7年9月30日（火） 午前10時00分

(3) 開札場所 佐伯市役所本庁舎4階 401会議室

- (4) 開札の立会 開札の立会を希望する場合（各者1名まで）は、開札立会申請書を開札日前日の正午までにFAX送信し、送信後、電話連絡もあわせて行うこと。立会の受付は、開札予定時間10分前から行うものとする。なお、入札参加者の立会がない場合は、当市の指定した当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札をするものとする。
- (5) 入札回数 原則として初度のみの1回とする。
- (6) その他
- ア 入札参加者は、当該業務に係る一切の経費（出張旅費を含む）を含めた入札金額を見積もるものとする。
 - イ 落札者の決定は、最低価格落札方式で行う。
 - ウ 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限る。また、入札金額は、日本通貨による表示とする。
 - エ 入札書への記載は、ペン又はボールペン（えんぴつ及び消せるボールペンは不可）を使用すること。
 - オ 入札参加者は、その提出した入札書の引換え、変更及び取消しをすることができない。
 - カ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - キ 入札書の郵送後においても入札の辞退を認めるものとする。この場合において、辞退しようとする入札参加者は、開札日時までに入札辞退届を入札執行者に提出しなければならない。

第5 落札者の決定

- 1 開札後は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。なお、落札者となるべき同価の入札を行った者が2者以上あるときは、入札者によりあらかじめ入札書に記載されたくじ番号を用い、くじにより落札者を決定する。なお、くじ番号を記入していないもの、くじ番号に「000」を記入したものがある場合は、当該入札者の入札書送付用封筒に貼付される書留の追跡サービスに記載されている「お問い合わせ番号」の下3桁の数値を記載したものとみなす。
- 2 入札の結果については、すべての入札者に対し、開札日の午後5時までに通知する。

第6 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- 1 競争参加資格がないと認められた者は、第4の4の通知を受けた日の翌日から起算

して7日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に、契約担当者に対して、競争参加資格がないと認めた理由の説明について、書面（様式は任意）を持参して求めることができる。ただし、郵送または電送によるものは受け付けない。

- 2 1の書面を提出した者に対する回答は、説明を求めた者に対し書面により回答するものとする。
- 3 1の書面の提出場所は、第3の担当課とする。

第7 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。

ただし、落札者が佐伯市契約規則第6条第3項の免除規定に該当する場合は、契約保証金を免除する。

第8 無効入札に関する事項

- 1 次の各号の一に該当する入札書は、無効とする。この認定は、入札執行者が行い、入札参加者は、異議の申し立てができないものとする。
 - (1) 入札に参加する資格のない者が入札したとき。
 - (2) 入札参加者が同一入札に対して2以上の入札をしたとき。
 - (3) 入札金額のないとき。
 - (4) 金額、記名、押印その他必要な記載事項を確認できないとき。
 - (5) 入札書に入札参加者本人の氏名及び押印のない又は判然としないとき。
 - (6) 誤字脱字等により、意思表示が不明瞭であるとき。
 - (7) 入札者が連合して入札をしたと明らかに認められたとき。
 - (8) 入札者が入札に際して不正の行為をしたと明らかに認められたとき。
 - (9) 関係諸法令又は入札に関する条件に違反したとき。

第9 契約書の作成

- 1 契約の締結にあたっては、契約書を作成しなければならない。
- 2 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- 3 本契約は契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ、確定しないものとする。
- 4 落札者は、落札の通知を受けた日から起算して7日以内に契約に必要な書類を提出しなければならない。ただし、契約担当者が特に理由があると認めた場合は、この限りではない。期間内に契約に必要な書類を提出しないときは、落札者としての権利を失うものとする。

第10 支払条件

- 1 前払い金 なし
- 2 出来高払 なし

第11 その他

- 1 この公告に定めのない事項については、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令、佐伯市契約規則、その他入札契約に関する法令等の定めるところによる。
- 2 申請書に虚偽の記載をした場合においては、指名停止基準に基づく指名停止を行うことがある。
- 3 契約担当者は、落札者決定後、契約締結までの間に落札者が次の各号のいずれかに該当した場合は、落札者決定の取消しを行うことができるものとする。
この場合において、契約担当者は落札者決定の取消しに伴う損害賠償の責を一切負わないものとする。
 - (1) 指名停止に基づく指名停止措置を受けたとき。
 - (2) この入札の公告に掲げる競争参加資格の要件を満たさなくなったとき。
- 4 入札参加者は、開札後、入札条件の不知又は内容の不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- 5 契約担当者は、必要があると認められる場合は、入札若しくは開札の延期又は中止を行うことができるものとする。この場合において、契約担当者は、入札若しくは開札の延期又は中止に伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。
- 6 この競争入札に参加しようとした者から提出された申請書は、公表しないものとする。ただし、情報公開請求、地方自治法第98条による請求又は刑事訴訟法第197条第2項による照会等があったときはこの限りでない。
- 7 入札を辞退する者は、辞退届を提出すること。
- 8 その他不明な点は、第3の担当課まで照会すること。